

## 第四号

## 食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

**第二条の二** 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第八条第一項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 令第八条第一項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第一の第一の五の11の(五)中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条第一項第一号ト」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号」に改め、同表の第六の四を次のように改める。

四 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第一項の規定による通知を受けた同項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合は、同条第二項に規定する期間、食品に直接接触する作業以外の業務に従事させること。

別表第二の第二の一の4中「配ぜん台又は配ぜん棚」を「配膳台又は配膳棚」に改め、同一の6中「ふた」を「蓋」に改め、同一に次のように加える。

8 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売するものをいう。以下同じ。）を加工し、又は調理する場合にあっては、次の要

件を満たすこと。

- (一) 生食用食肉を加工し、又は調理する場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
- (二) 生食用食肉の加工又は調理に使用する器具の洗浄及び消毒のための専用の設備として、摂氏八十三度以上の温湯を給湯できる設備その他の設備を設けること。
- (三) 手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること。
- (四) 生食用食肉に接触する作業台その他の設備及び器具は、専用のものを備えること。
- (五) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設け、温度を正確に測定することができる装置を備えること。
- (六) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌後の冷却を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設けること。

別表第二の第二の十一に次のように加える。

- 3 生食用食肉を加工する場合にあつては、次の要件を満たすこと。
  - (一) 生食用食肉を加工する場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
  - (二) 生食用食肉の加工に使用する器具の洗浄及び消毒のための専用の設備として、摂氏八十三度以上の温湯を給湯できる設備その他の設備を設けること。
  - (三) 手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること。
  - (四) 生食用食肉に接触する作業台その他の設備及び器具は、専用のものを備えること。
  - (五) 生食用食肉の加熱殺菌を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設け、温度を正確に測定することができる装置を備えること。
  - (六) 加熱殺菌後の生食用食肉の冷却を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設けること。

別表第二の第二の十二に次のように加える。

- 5 生食用食肉を加工し、又は調理する場合にあつては、次の要件を満たすこと。
  - (一) 生食用食肉を加工し、又は調理する場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
  - (二) 生食用食肉の加工又は調理に使用する器具の洗浄及び消毒のための専用の設備として、摂氏八十三度以上の温湯を給湯できる設備その他の設備を設けること。
  - (三) 手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること。
  - (四) 生食用食肉に接触する作業台その他の設備及び器具は、専用のものを備えること。

(五) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設け、温度を正確に測定することができる装置を備えること。

(六) 生食用食肉の加工を行う場合は、加熱殺菌後の冷却を行うのに十分な能力を有する専用の設備を設けること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の第二の一に8を加える改正規定、同表の第二の十一に3を加える改正規定及び同表の第二の十二に5を加える改正規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令により食品衛生法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、食品衛生検査施設の設備等の基準を定めるとともに、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されたことに伴い、生食用食肉を取り扱う飲食店営業等の施設の基準を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。